

(劇場等の定員)

第 38 条 劇場等の関係者は、次に定めるところにより、収容人員の適正化に努めなければならない。

(1) 客席の部分ごとに次のアからウまでによって算定した数の合計数（以下「定員」という。）を超えて客を入場させないこと。

ア 固定式の椅子席を設ける部分については、当該部分にある椅子席の数に対応する数。この場合において、長椅子式の椅子席にあつては、当該椅子席の正面幅を 40 センチメートルで除して得た数（1 未満の端の数は、切り捨てるものとする。）とする。

イ 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を 0.2 平方メートルで除して得た数

ウ その他の部分については、当該部分の床面積を 0.5 平方メートルで除して得た数

(2) 客席内の避難通路に客を収容しないこと。

(3) 一のます席には、屋内の客席にあつては 7 人以上、屋外の客席にあつては 10 人以上の客を収容しないこと。

(4) 出入口その他公衆の見やすい場所には、当該劇場等の定員を記載した表示板を設けるとともに、入場した客の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げること。ただし、消防長又は消防署長が有効な設備等により定員管理ができると認めるときは適用しない。

【予防規則】

(標識及び表示板等)

第 7 条 条例第 7 条の 3 第 1 項及び第 3 項、条例第 10 条第 1 項第 5 号及び第 3 項、条例第 10 条の 2 第 2 項、条例第 11 条第 2 項及び第 3 項、条例第 12 条第 2 項及び第 4 項、条例第 16 条第 3 号、条例第 22 条第 2 項及び第 3 項、条例第 30 条の 2 第 2 項第 1 号、条例第 32 条第 3 項、条例第 33 条第 2 項第 1 号並びに条例第 38 条第 4 号の規定による標識、表示板等の寸法及び色は、別表第 1 のとおりとする。

別表第 1 (第 7 条関係)

標識の種類	規制事項	寸法		色	
		幅 (単位：cm)	長さ (単位：cm)	地	文字
根拠条文					
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
同第 38 条第 4 号	定員表示板	30 以上	25 以上	白	黒
同第 38 条第 4 号	満員札	50 以上	25 以上	赤	白
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)

【解釈及び運用】

1 本条は、いわゆる定員管理に関する規定であつて、劇場等について、その実態に応じた定員算定方法を定め、関係者が守らなければならない、定員外の客の入場禁止並びに定員表示板及び満員札の掲示、避難通路への客の収容の禁止及び個々のます席の大収容人員について規定したものである。

2 第 1 号

第 1 号の規定による定員が入場者 1 人当たりの占有部分、避難通路の数及び幅員等によって定まる客席の各部分の収容許容人員の合計数を超える場合においては、これらの部分を有する劇場等の定員は、第 1 号の規定にかかわらず、各部分の具体的収容許容人員の合計数を超えて客を入場させることはできない（いずれか少ない数による。）ものとする。

3 第1号ウ

「その他の部分」とは、移動式のいす席を設ける部分、ます席を設ける部分、大入場おおいりばを設ける部分
その他固定式のいす席を設ける部分及び立見席を設ける部分以外の客席の部分をいう。

4 第2号

客席内の通路は、すべて第2号の避難通路に該当し、第34条から前条までに定める避難通路の基準を上回る部分についても客を収容することができない。

したがって、この部分を立見席、待見席、補助いす席等に使用することはできない。

5 第4号

定員表示板に表示する数は、2に述べたいずれか少ない数を記載すべきである。

なお、関係者がこの条例の規定により算出される定員を下回る数を定員と定め、これを表示することは妨げない。

(1) 「表示板」とは、予防規則別表第1の項に掲げるとおりである。

(2) 「その他公衆の見やすい場所」とは、例えば入場券販売窓口、外壁等をいう。また規模の大きい競技場、野球場等は、出入口も多く、客席別入場販売窓口も多い場合があるので、その形態、規模に応じ掲出しなければならない。